

【固定資産税の特例を受けられる要件】

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。



- ★中小企業者（申請者）が、商工会や銀行を経由して「先端設備等導入計画」を策定し、町の認定を受けること。

条件事項

計画期間	計画認定から 3 年間～ 5 年間
労働生産性 目標	年平均 3 % 以上
投資利益率 目標	年平均 5 % 以上

- ★申請者である中小企業の定義（中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項）は、資本金 3 億円以下であるが、特例は資本金 1 億円以下の規模の者に限定

対象者	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1, 000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 (大企業の子会社は除く)
対象設備	雇用者給与等支給額を 1.5% 以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5 % 以上の投資計画に記載された以下の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ・機械装置（1 6 0 万円以上） ・測定工具及び検査工具（3 0 万円以上） ・器具備品（3 0 万円以上） ・建築附属設備（※ 1）（6 0 万円以上）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産ではないこと
特例措置	1.5% 以上の賃上げ表明されたもの：3 年間、課税標準を 1 / 2 に軽減 3% 以上の賃上げ表明されたもの：5 年間、課税標準を 1 / 4 に軽減 ※令和 9 年 3 月 31 日までに取得した設備

※ 1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

- ★認定経営革新等支援機構（扶桑町商工会・金融機関等）において、最先端設備導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって、労働生産性が年平均 3 % 以上向上するかについて確認した確認書が必要。
- ★上記とは別に、認定経営革新等支援機構において、策定する先端設備等導入計画の年平均の投資利益率が 5 % 以上となることを見込まれるかについて確認した確認書(先端設備等に係る投資計画に関する確認書)が必要。